

厚生委員会陳情説明資料

令和8年6月30日

件名	頁
1 5 受理番号8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と 介護従事者の待遇改善を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 5 受理番号49 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情・・・・・・・・・・	8

(福祉部)

件 名	5 受理番号 8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情																																								
所属部課	福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課、介護保険課																																								
陳情の要旨	<p>1 足立区の単独事業として、住民税非課税者に月 2, 0 0 0 円、その他の人に月 1, 0 0 0 円の「介護保険料負担軽減給付金」支給制度の創設を求めます。</p> <p>2 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修などの資格取得・講習参加にあたり、受講中の賃金を足立区が保障する制度を実現してください。</p> <p>3 足立区内の介護事業者が介護職員の確保・増員をはかれるよう、給与の上乗せ策を含め待遇改善のための取り組みをおこなうことを求めます。</p>																																								
陳情者等	請願文書表のとおり																																								
内容及び経過	<p>1 現在の「介護保険料負担軽減」策</p> <p>(1) 介護保険料基準額及び介護給付費</p> <p>介護保険制度は、基本的に公費（国・都・区）50%と保険料50%（65歳以上の第1号被保険者・40～64歳の第2号被保険者）で成り立っている。</p> <p>(参考) 全国標準の保険給付費の財源割合（在宅の場合）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center;">公 費</p> <p style="text-align: center;">《給付費負担金》</p> <p>国 25%</p> <p>都 12.5%</p> <p>区 12.5%</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>50%</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>23% → 65歳以上の方の保険料</p> <p>27% → 40～64歳の方の保険料</p> </div> </div> <p>介護保険料は、3年間の計画期間における被保険者数や、介護給付費等の見込等を基に算定している。</p> <p>《介護保険料基準額及び介護給付費の推移》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">期</th> <th style="width: 20%;">期間</th> <th style="width: 20%;">保険料基準額 (月額)</th> <th style="width: 50%;">介護給付費 (各期最終年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>平成12年度～14年度</td> <td>3,217円</td> <td>19,814,281千円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>～平成17年度</td> <td>3,217円</td> <td>26,615,885千円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>～平成20年度</td> <td>4,380円</td> <td>29,428,137千円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>～平成23年度</td> <td>4,380円</td> <td>36,506,674千円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>～平成26年度</td> <td>5,570円</td> <td>44,527,403千円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>～平成29年度</td> <td>6,180円</td> <td>49,332,802千円 <50,614,994千円></td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>～令和2年度</td> <td>6,580円</td> <td>54,839,199千円 <56,122,720千円></td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>～令和5年度</td> <td>6,760円</td> <td>59,801,259千円 <61,207,685千円></td> </tr> <tr> <td>第9期</td> <td>～令和8年度</td> <td>6,750円</td> <td>69,122,126千円【推計】 <70,717,072千円></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 介護給付費の < > 内は総合事業費を含めた額</p>	期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)	第1期	平成12年度～14年度	3,217円	19,814,281千円	第2期	～平成17年度	3,217円	26,615,885千円	第3期	～平成20年度	4,380円	29,428,137千円	第4期	～平成23年度	4,380円	36,506,674千円	第5期	～平成26年度	5,570円	44,527,403千円	第6期	～平成29年度	6,180円	49,332,802千円 <50,614,994千円>	第7期	～令和2年度	6,580円	54,839,199千円 <56,122,720千円>	第8期	～令和5年度	6,760円	59,801,259千円 <61,207,685千円>	第9期	～令和8年度	6,750円	69,122,126千円【推計】 <70,717,072千円>
期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)																																						
第1期	平成12年度～14年度	3,217円	19,814,281千円																																						
第2期	～平成17年度	3,217円	26,615,885千円																																						
第3期	～平成20年度	4,380円	29,428,137千円																																						
第4期	～平成23年度	4,380円	36,506,674千円																																						
第5期	～平成26年度	5,570円	44,527,403千円																																						
第6期	～平成29年度	6,180円	49,332,802千円 <50,614,994千円>																																						
第7期	～令和2年度	6,580円	54,839,199千円 <56,122,720千円>																																						
第8期	～令和5年度	6,760円	59,801,259千円 <61,207,685千円>																																						
第9期	～令和8年度	6,750円	69,122,126千円【推計】 <70,717,072千円>																																						

(2) 現在の介護保険料の上昇抑制及び軽減策

ア 段階区分の多段階化

第9期の所得段階を多段階化するとともに、最高段階の保険料率を引き上げることで、介護保険料基準額の上昇を抑制した。

項目	第8期	第9期
所得段階	17段階	19段階
最高段階の保険料率	基準額の4.5倍	基準額の6.5倍

イ 生活困難者対策

区独自の取り組みとして、第3・第2段階の被保険者は、所得や預貯金などの状況に応じて、介護保険料を軽減している。

区分	基準
第3段階 B階層	単身世帯の場合 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下
第3段階 C階層	単身世帯の場合 収入・預貯金が共に82万6千5百円以下
第2段階 B階層	単身世帯の場合 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下

ウ 公費投入による低所得者への軽減（平成27年度から）

低所得の高齢者には、区一般会計を含む公費を投入し介護保険料を軽減している。

第1段階	0.5 ⇒ 0.45
------	------------

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

エ 介護保険料の軽減制度の対象範囲拡大

令和元年度以降、社会保障・税一体改革による社会保障の充実を目的とした消費税率引き上げに伴い、第1から第3段階までの被保険者に上記ウと同様に公費を投入し、段階的に軽減の強化を図っている。

	平成30年度	令和元年度	令和2～5年度	令和6年度～
第3段階	0.75	0.725	0.7	0.685
第2段階	0.65	0.575	0.5	0.485
第1段階	0.45	0.375	0.3	0.285

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

オ 東日本大震災に係る介護保険料の減免

東日本大震災により被災し、区内に避難している被保険者が、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免対象としている。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
減免人数	11人	9人	9人
減免金額	490千円	524千円	569千円

なお、能登半島地震やその他災害による被災者については、介護保険条例に基づき、個別状況に応じて保険料の減免等を実施している。

23区で、「介護保険料負担軽減給付金」の支給を行っている区はない。

2 現在の介護職員研修の受講費用の助成

(1) 受講費用助成状況について

介護従事者の資格取得等を支援する介護事業者に対して必要経費を助成することにより、区内の介護従事者の人材確保・定着を図ることを目的に実施している。

令和6年度は、対象研修を主任介護支援専門員更新研修、認知症ケア指導管理士などを含む20まで拡充、令和7年度は、助成対象事業所に地域包括支援センターを追加した。また、令和8年度より事業者の利便性向上と負担軽減のため、オンライン申請を導入した。

項目	助成額上限	令和6年度	令和7年度
初任者研修(人)(※1)	7万円	74人	58人
実務者研修(人)(※2)	10万円	100人	123人
介護支援専門員取得	10万円	21人	48人
介護支援専門員更新	10万円	77人	95人
その他研修	5万円	28人	10人

※1 初任者研修とは、介護の基礎から応用を学ぶ入門的な研修

※2 実務者研修とは、介護福祉士の資格取得に向け、専門的知識や実践的な介護技術を学ぶ研修

(2) 研修中の賃金保障について

研修受講中の介護職員への賃金保障については、法人及び会社が各就業規則などにより判断している。

平成31年度から令和3年度に助成を受けた72事業所を対象に、研修期間中の賃金に関する実態調査を令和3年度に実施し、42事業所から以下の通り回答があった。

項目	賃金あり	賃金なし	無回答	賃金ありの事業所の割合
初任者研修	20 事業所	20 事業所	2 事業所	47.6%
実務者研修	18 事業所	16 事業所	5 事業所	46.2%

3 現在の介護職員の待遇改善策

(1) 介護職員等処遇改善加算【令和8年度】

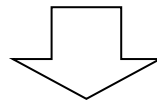
令和6年に「介護職員等処遇改善加算」が創設され、令和8年度においては、加算率の引き上げに加え、これまで対象外とされていた居宅介護支援事業所等が対象になった。

【令和8年5月まで】

(表1)

加算名	対象	加算率(訪問介護の場合)	
介護職員等 処遇改善加算	介護職員以外の 職員に配分可	24.5%~14.5%	4段階

※ 加算率はサービス種別や事業所の環境(キャリアパス要件等)により異なる。



【令和8年6月から】

(表2)

加算名	対象	加算率(訪問介護の場合)	
介護職員等 処遇改善加算	介護職員以外の 職員に配分可	27.0%~17.0%	6段階 ※

※ 加算率はサービス種別や事業所の環境(キャリアパス要件等)により異なる。

(2) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業【令和7年度】

国は令和8年度の介護報酬改定を待たず、緊急的対応として介護職員は最大月額19,000円相当、介護職員以外は最大月額10,000円相当を補助する賃上げ・職場環境改善支援を実施した。

(3) 介護職員宿舍借り上げ支援事業

区及び東京都では、介護人材の確保・定着、介護職員の災害対応要員の確保を目的に、介護職員宿舍借り上げ支援事業を実施している。

ア 対象事業所

	対 象 事 業 所	助成戸数	助成期間
足立区	地域密着型サービス事業所 156事業所	最大 4戸	最大 10年間
東京都	地域密着型以外の介護サービス事業所 区内694事業所(※)	最大 20戸	

※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与販売は、都・区ともに対象外

イ 補助金額

条 件	補 助 金 額 等
福祉避難所に指定	借上げ経費の7/8
災害時協定を区と締結	月額71,000円(上限)
条件なし	借上げ経費の1/2 月額41,000円(上限)

ウ 助成実績(東京都の実績は、足立区内の施設だけのもの)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
足立区	2施設 4戸	3施設 9戸	3施設 8戸
東京都	29施設169戸	28施設276戸	33施設349戸

(4) 福祉サービス事業所職員家賃支援事業【区】

区内の介護サービス事業者及び障がい福祉サービス等事業所に所属する職員の家賃費用の一部を補助する事業を令和7年4月から開始した。

対象上限年齢を令和8年度より満34歳より39歳に引き上げた。

ア 対象者

申請年度において満39歳以下の常勤職員(事務職員も含む)

イ 支給額

一人あたり月額上限3万円(本人負担月額の2分の1)

ウ 期間

最大5年間

エ 令和7年度実績

37法人(54事業所)84人

(5) 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業【東京都】

令和6年4月から東京都は、介護職の給与水準が低いことや、居住費が高額な都の実情を踏まえ、介護職員、ケアマネジャーを対象に、月額1万円または2万円を支給している。

ア 対象要件

法人において居住支援手当を新たに設けた場合(持ち家や世帯主以外も対象)

	<p>イ 対象者 常勤及び非常勤職員（実働週20時間以上）</p> <p>ウ 支給額 月額1万円（同一法人内で勤続期間が5年未満の介護職員は1万円加算）</p> <p>エ 期間 介護報酬の見直しが国により講じられるまで当面の間</p>
--	---

件名	5 受理番号 49 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情																
所管部課名	福祉部 親子支援課																
陳情の要旨	1 来春に予定されている家族法改正を視野に他自治体の取り組みも参考にしつつ、公的支援・相談体制の充実に向け、調査研究に着手すること。 2 足立区において、兵庫県明石市などの先進取り組みを参考に、別居・離婚後の親子交流、養育費確保などに対する公的支援体制・相談体制の実施充実を図ること。																
陳情者等	請願文書表のとおり																
内容及び経過	<p>1 家族法について 家族法とは、民法第725条以降にある第4編「親族編」と第5編「相続編」を合わせた部分を指す学問や研究上の用語であり、家族や離婚、親子関係や相続について規定された部分をいう。</p> <p>2 法改正（令和8年4月1日施行）までの経過等</p> <p>(1) 背景・課題（令和7年12月 法務省民事局「民法等の一部を改正する法律の概要」から引用）</p> <p>ア 父母の離婚が子の養育に与える深刻な影響、子の養育の在り方の多様化</p> <p>イ 現状では養育費・親子交流は取決率も履行率も低調</p> <p>ウ 離婚後も、父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要</p> <p>(2) 検討の経過</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年2月</td> <td>法務大臣から法制審議会へ諮問</td> </tr> <tr> <td>令和3年2月 ～ 令和6年1月</td> <td>法制審議会家族法制部会による検討（全37回）</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月</td> <td>法制審議会から法務大臣に答申</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月</td> <td>法律案閣議決定</td> </tr> <tr> <td>令和6年5月</td> <td>成立・公布</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月 ～ 令和8年1月</td> <td>国の会議体による検討 ① 父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議（全6回） ② 養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（全6回）</td> </tr> <tr> <td>令和8年4月</td> <td>施行</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	令和3年2月	法務大臣から法制審議会へ諮問	令和3年2月 ～ 令和6年1月	法制審議会家族法制部会による検討（全37回）	令和6年2月	法制審議会から法務大臣に答申	令和6年3月	法律案閣議決定	令和6年5月	成立・公布	令和6年10月 ～ 令和8年1月	国の会議体による検討 ① 父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議（全6回） ② 養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（全6回）	令和8年4月	施行
時期	内容																
令和3年2月	法務大臣から法制審議会へ諮問																
令和3年2月 ～ 令和6年1月	法制審議会家族法制部会による検討（全37回）																
令和6年2月	法制審議会から法務大臣に答申																
令和6年3月	法律案閣議決定																
令和6年5月	成立・公布																
令和6年10月 ～ 令和8年1月	国の会議体による検討 ① 父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議（全6回） ② 養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（全6回）																
令和8年4月	施行																

(3) 改正の主な内容（令和8年1月 法務省民事局「父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」を元に記載）

項目	内容
ア 親の責務に関するルールの明確化	① 父母が、親権や婚姻関係の有無に関わらず、子を養育する責務を負うこと等の明確化
イ 親権に関するルールの見直し	① 父母の離婚後の親権者の定めを選択肢が広がり、離婚後の父母双方を親権者と定めることが可能 ② 父母双方が親権者である場合の親権の行使方法のルールの明確化 ③ 父母の離婚後の子どもの監護に関するルールの明確化
ウ 養育費の支払確保に向けた見直し	① 養育費の取決めに基づく民事執行手続が容易になることによる、取決めの実効性向上 ② 養育費の取決めが無い場合にも、暫定的な養育費（法定養育費）を請求することができる制度の新設 ③ 養育費に関する裁判手続の利便性向上
エ 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し	① 家庭裁判所の手続中に親子交流を試行的に行うことに関する制度の設置 ② 婚姻中の父母が別居している場面の親子交流のルールの明確化 ③ 父母以外の親族（祖父母等）と子どもとの交流に関するルールの設置
オ 財産分与に関するルールの見直し	① 財産分与の請求期間が2年から5年に伸長 ② 財産分与において考慮すべき要素の明確化 ③ 財産分与に関する裁判手続の利便性向上
カ 養子縁組に関するルールの見直し	① 養子縁組がされた後に、誰が親権者になるかの明確化 ② 養子縁組についての父母の意見対立を調整する裁判手続の新設

(4) 国の主な広報・周知（法務省）

ア リーフレット「父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」

イ リーフレット「こどものための共同養育計画書」

ウ 動画「離婚後の子の養育に関する民法等の改正について～親権・養育費・親子交流などについてのルールが変わります！～」

エ Q&A形式の解説資料（民法編／行政手続・支援編）

※ 上記ア・イは親子支援課及び戸籍住民課でも配布しているほか、区ホームページにも掲載している。

3 足立区の取り組み状況

(1) 相談支援

- ア 平成28年度より、ひとり親からの相談窓口として、親子支援課に「豆の木相談室」を設置し、離婚や養育費の確保等に関する相談支援を開始
- イ 離婚前後の専門的な相談先として、こども家庭庁から委託を受けている「養育費・親子交流相談支援センター」や東京都から委託を受けている「東京都ひとり親家庭支援センターはあと」等を案内
- ウ 養育費確保支援事業の周知チラシを、離婚届を受理している戸籍住民課の窓口で配布

(2) 養育費の取り決めに関する補助金事業（令和7年度実績）

取り決めの方法	補助対象	補助件数 (カッコ内は前年度)
ア 公正証書等の作成	養育費の取り決めをするための公正証書作成手数料や調停等に要する収入印紙や切手代等 【上限5万円】	48 (52)
イ 養育費保証契約の締結	民間保証会社の養育費保証契約締結時に負担した初回保証料 【上限5万円】	2 (0)
ウ 裁判外紛争解決手続(ADR)(※)の利用	裁判外紛争解決手続(ADR)の申込料及び調停期日費用 【上限5万円】	令和8年度開始

※ 裁判外紛争解決手続(ADR)とは
訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、中立的な第三者(弁護士会及び法務大臣による認証ADR事業者)が話し合いを支援し、両者の合意による紛争解決を図る方法のこと

(3) 養育費や親子交流等に関するセミナーの開催

離婚前後の親支援として、「養育費・親子交流相談支援センター」から派遣される相談員(元家庭裁判所調査官)を講師に迎え、養育費や親子交流、財産分与等の離婚に関する法的知識についてのセミナーを開催(令和7年度実績:開催数2回、延べ参加人数10名)

(4) 情報発信

- ア ひとり親家庭の暮らしに役立つ「応援ブック」の発行
ひとり親家庭が利用できるサービスを冊子にまとめ、子どもの年代別・目的別に分類して掲載(児童育成手当受給世帯へ郵送するほか、親子支援課窓口や戸籍住民課、区民事務所等で配布)
- イ ひとり親家庭の暮らしに役立つ「応援アプリ」による情報提供

ひとり親家庭向けの情報を中心に、親子が利用できる支援策やイベント情報を定期配信

4 親子交流支援の都内実施自治体及び支援の形態等（令和6年度）

実施自治体 (カッコ内は件数)	支援の形態	利用料・補助額等
ア 東京都 (27件)	親子交流に関する以下の支援を実施（外部委託） ① 親子交流支援計画の作成 ② 日時・場所・時間等に関する連絡調整 ③ 子どもの受け渡し ④ 親子交流の際の付き添い	無料（月1回、最大12回まで利用可）
イ 港区 (0件)		
ウ 文京区 (0件)	親子交流支援団体等(※)が提供する上記①～④の支援等を利用した場合の費用を補助	上限10万円
エ 品川区 (0件)		支援1回につき1万円、最大12回まで

※ 親子交流支援団体等について

民間団体等からの掲載希望に基づき、法務省が親子交流支援団体の一覧表を作成しているが、法務省が活動内容を調査・保証しているわけではない（令和8年5月現在、都内では13団体が掲載）。